**平成２３年（フ）第２０２号**
長野県下高井郡木島平村大字往郷1952番地
債務者　渡邉　和雄
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１７号**
長野市大字高田1107番地１
債務者　宮澤こず枝
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第７３６号**
兵庫県西宮市今津水波町７番35―105号、前住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番３―1015号
債務者　柿添　久美（旧姓泉川）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第２６８号**
佐賀県佐賀市本庄町大字袋374番地３
債務者　松本　千春
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６４号**
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折2092番地
八戸本町2065号
債務者　飯干　紀子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２３年（フ）第１２７号**
宮城県大崎市古川塚目字屋敷279番地２
債務者　早坂　茂雄
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第５４号**
山形県新庄市大字飛田557番地の１
債務者　笹　あゆみ
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２３年（フ）第１０３号**
石川県加賀市山代温泉37の１番地１　川上アパート103号、従前の住所和歌山県橋本市高野口町名古曽1403番地
債務者　前田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２３年（フ）第２４２号**
広島県福山市沖野上町５丁目17番７―102号、旧住所広島県福山市草戸町２丁目６番２号
債務者　吉田　直美（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第２４８号**
広島県福山市幕山台６丁目17番６号
債務者　沖本千鶴香
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２３年（フ）第１２８号**
山口県周南市清水２丁目16番46号、前住所山口県周南市川手１丁目２番30号ソレイユ川手B102号
債務者　井上　誠一
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２３年（フ）第１３０号**
山口県周南市大字樋口646番地の４
債務者　河窪　勝美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２３年（フ）第２６号**
徳島県三好郡東みよし町西庄字西伊勢久保67番地３
債務者　田岡　和枝
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２３年（フ）第５５３号**
北九州市八幡西区若葉１丁目21番４―304号
債務者　永島　真治
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第６３０号**
北九州市小倉南区若園３丁目14番16号
債務者　髙橋　和之
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第７１４号**
北九州市小倉北区三萩野１丁目２番23号　フルール林205号
債務者　前田　秀昭
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第７３０号**
北九州市小倉南区中曽根４丁目11番19―302号
債務者　周　　涓
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部